

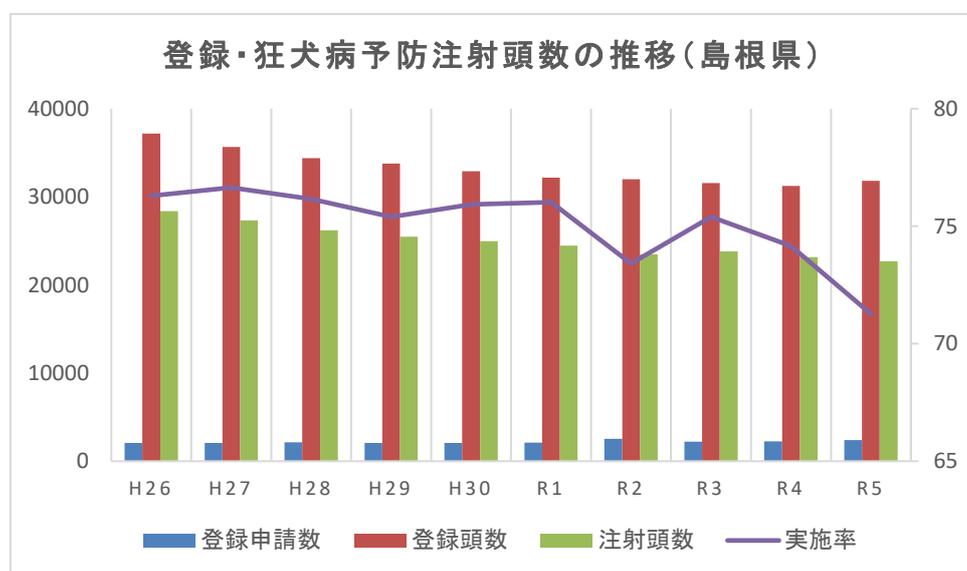
島根県の犬・猫データ【令和5年度版】

健康福祉部薬事衛生課

本書に記載する数値には、中核市である松江市の数値も含まれています。
松江市を除いた数値をご覧になる場合は、別に作成した「島根県の犬・猫データ詳細（年度別統計等）【H30年度から松江市除く】」をご参照ください。

1. 犬の登録、狂犬病予防注射実施頭数

令和5年度末の県内の犬の登録頭数は、31,815頭（前年度31,228頭）であり、これに対する狂犬病予防注射実施頭数は、22,674頭（前年度23,160頭）で、注射の実施率は71%となっています。犬の注射実施頭数及び注射実施率は減少しました。



2. 犬猫収容・引取り・処分の状況

(1) 犬の収容（捕獲）

令和5年度に県内の各保健所が捕獲した犬は、96頭で前年度(112頭)から減少しています。捕獲された犬のうち、所有者明示がされていた犬はわずか4頭で、捕獲した犬の約4%であり、前年度(3%)からやや増加しています。犬への鑑札・注射済票の装着は法的に義務付けられているにもかかわらず、飼い犬への所有者明示がほとんどなされていない状況でした。

法律で定められている所有者明示の必要性について、引き続き広く周知・啓発が必要です。

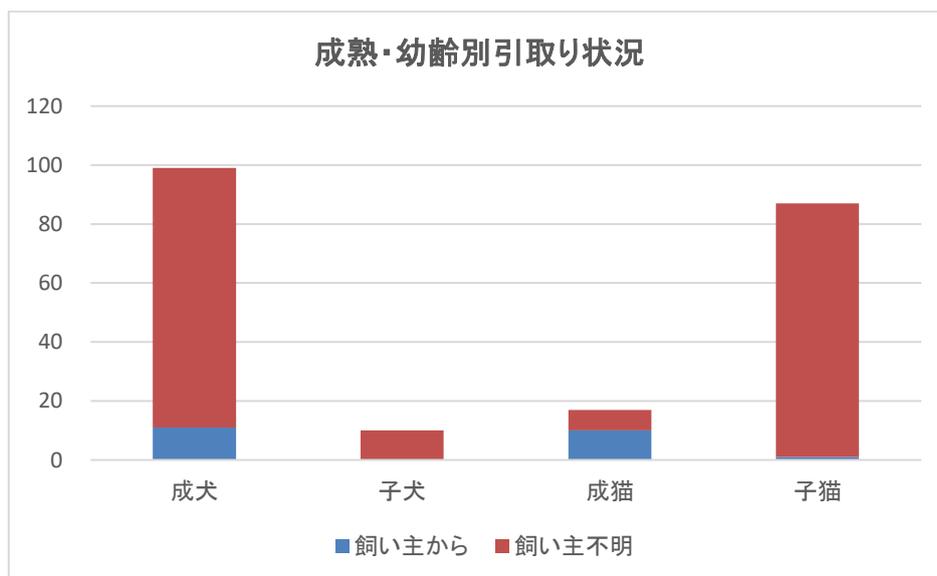
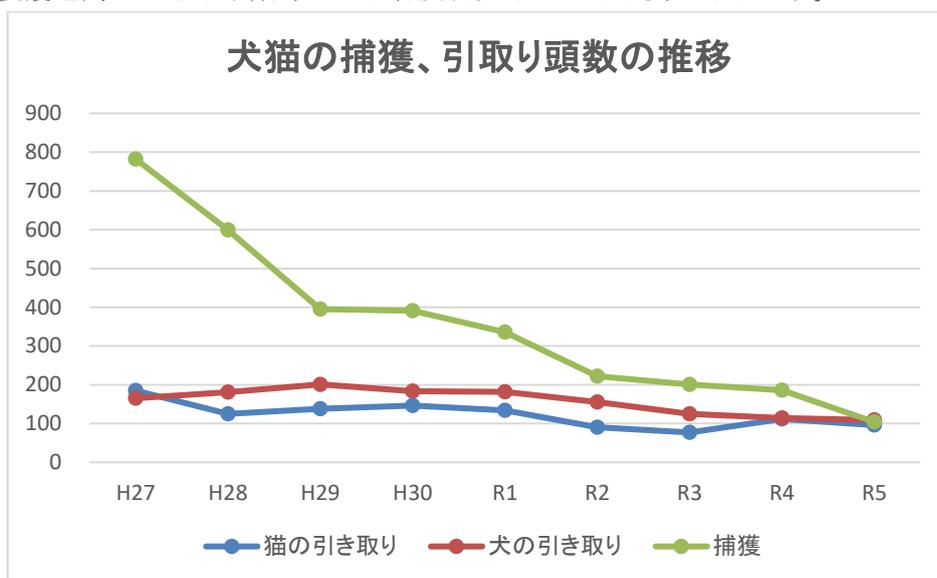
(2) 犬・猫の引取り

令和5年度に県内の各保健所で引き取った犬・猫は213頭（犬109頭・猫104匹）でした。前年度と比べると、犬(前年度114頭)、猫(前年度186匹)はともに減少しました。また、犬の引取り109頭のうち、飼い主からの引取りは11頭、飼い主不明の犬の引取りは98頭であり、飼い主からの引取りが全体の約10%となっています。一方、猫の引取り104匹のうち、飼い主からの引取りが11匹、飼い主不明の猫の引取りは93匹であり、飼い主不明の猫の引取りが全体の約89%を占めています。

平成 20 年に策定した「島根県動物愛護管理推進計画」について、令和 5 年 11 月に一部改定を行い、犬・猫の引取り数の目標を令和 7 年度までに 290 頭以下とし、既にこの目標は達成しています。

1 年間の引取り状況をみると、猫の引取り数（飼い猫及び飼い主不明の猫）の約 9 割が上半期に引取られていることがわかります。また、この時期は繁殖期にあたり、成猫に対して子猫の割合が高くなっています。引き取りを求める理由では「新しい飼い主が見つからない」、「産まれたが飼育できない」が多く、繁殖を求めない飼い主に対して、避妊・去勢手術をすること、猫は室内で飼うことを周知していく必要があります。

また、犬・猫ともに、「最期まで責任を持って飼う」、また最期まで自分で飼えないのであれば「新しい飼い主を探す努力をする」といった飼い主の責務や適正な飼育について、犬のしつけ方教室や動物愛護教室、動物愛護週間における事業等により普及啓発を進める必要があります。

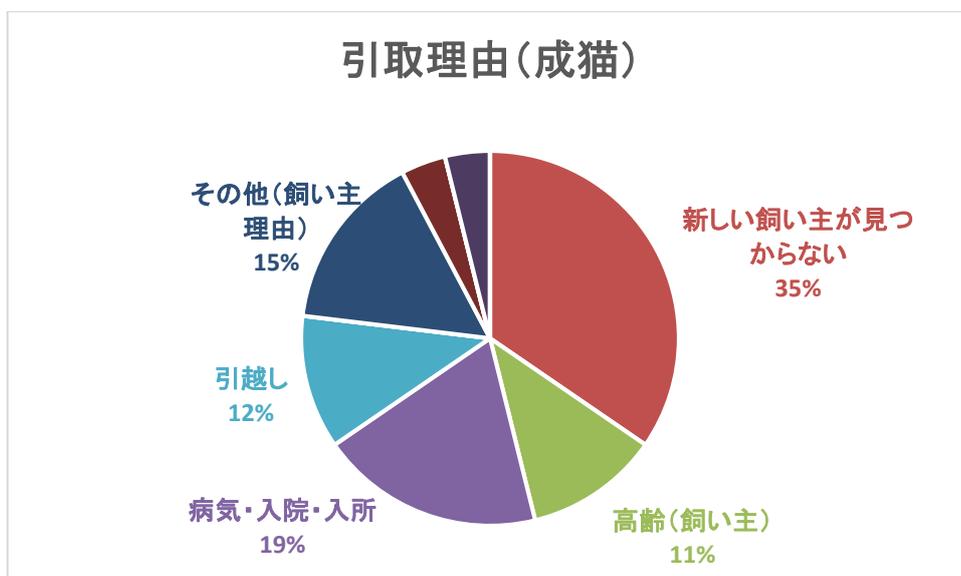
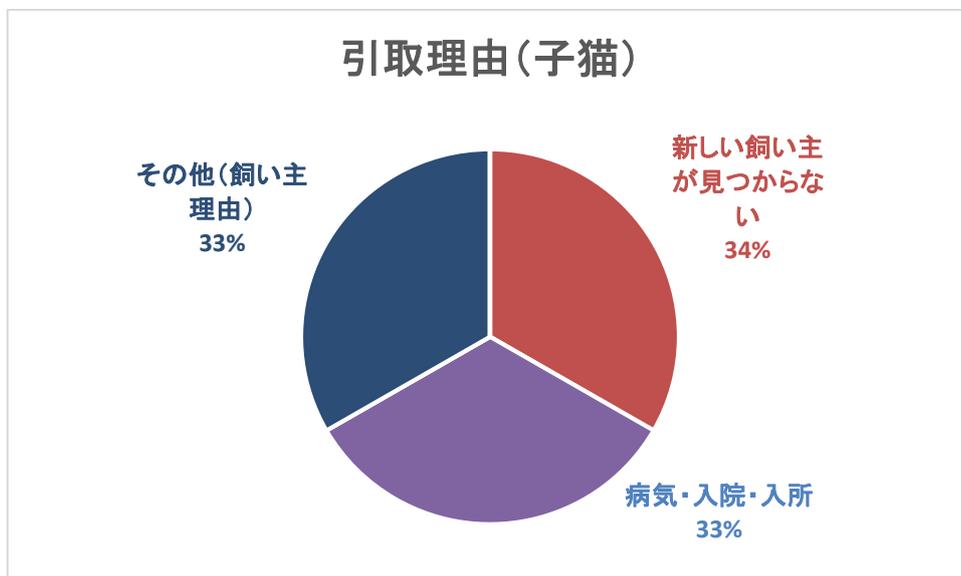


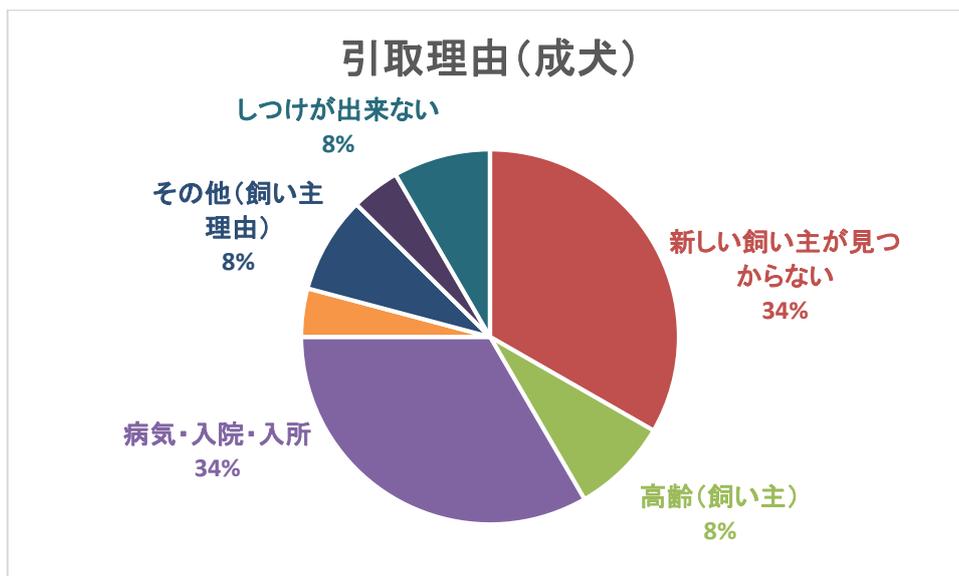
犬猫の引取り数

	成犬	子犬	成猫	子猫
飼い主から	11	0	10	1
飼い主不明	88	10	7	86
計	99	10	17	87
犬猫別合計	109		104	

犬猫の引取り数（半期ごと）

	成犬	子犬	合計	成猫	子猫	合計
上期	52	7	59	9	82	91
下期	47	3	50	8	5	13



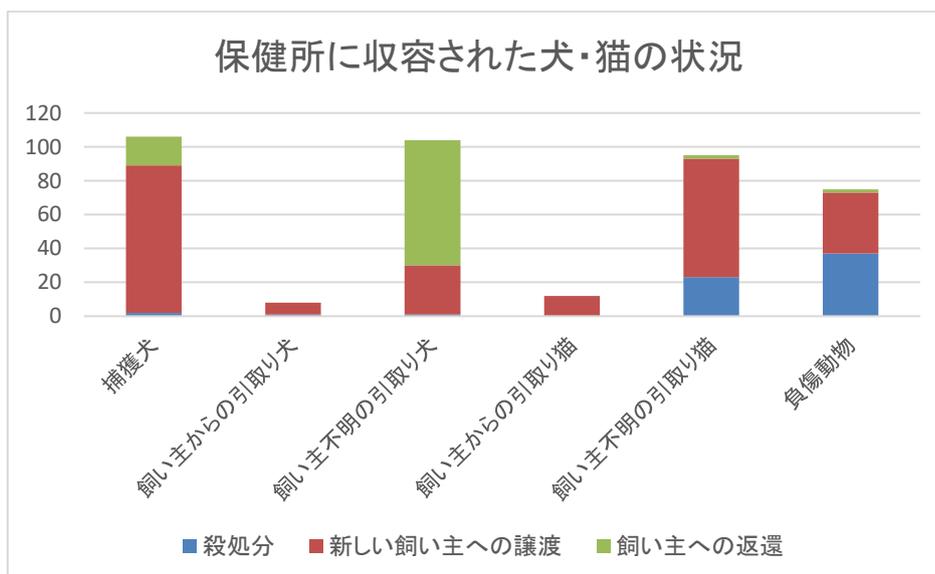


(3) 犬・猫の返還・譲渡・処分

令和5年度は、県内の各保健所に捕獲した犬のうち17頭を飼い主に返還し、87頭を新しい飼い主に譲渡することができましたが、2頭は殺処分(収容後の死亡を含む。以下同じ。)となりました。

また、保健所で引取った犬109頭、猫104匹のうち、犬74頭を飼い主に返還し、犬36頭、猫82匹を新しい飼い主に譲渡することができましたが、犬2頭、猫23匹は殺処分となりました。

その他、保健所に収容した負傷動物74頭(犬1頭・猫73匹)のうち、犬1頭、猫35匹を新しい飼い主に譲渡しました。



保健所に收容された犬・猫の状況

	捕獲犬	飼い主からの引取り犬	飼い主不明の引取り犬	飼い主からの引取り猫	飼い主不明の引取り猫	負傷動物
殺処分(收容後死亡を含む)	2	1	3	0	22	36
新しい飼い主への譲渡	87	7	27	12	70	35
飼い主への返還	17	0	74	0	2	2

令和5年度に保健所に收容した犬の返還率(收容動物のうち、元の飼い主に返還できた動物の割合。以下同じ。)は44%(前年度37%)、猫の返還率は2%でした。犬については、前述したとおり、收容した犬のわずか約4%しか所有者明示をしていない状況でした。また、猫についても迷い猫の保護依頼や、失踪照会が多数寄せられていることから、犬だけでなく、猫に対しても所有者明示を行うことが大切です。

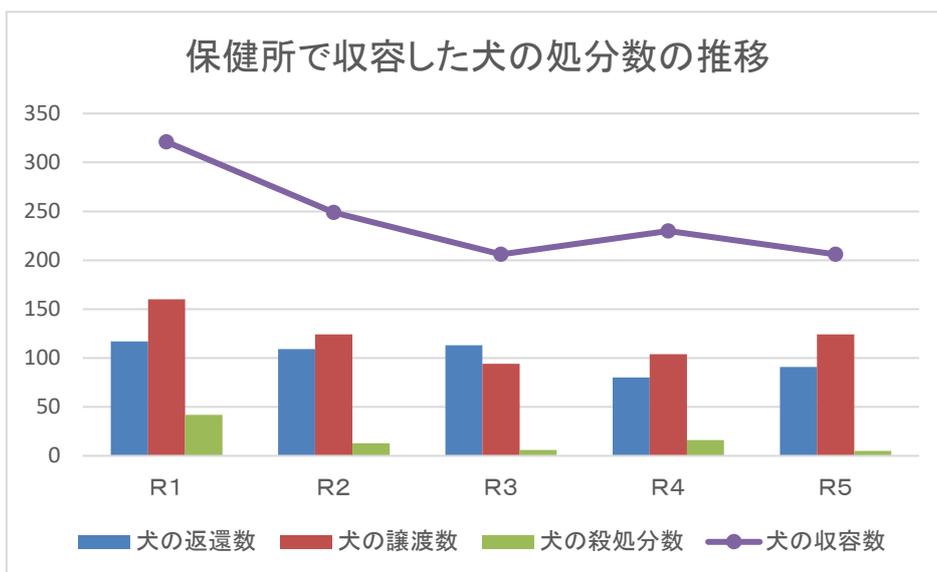
令和元年6月に動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)が改正され、マイクロチップの装着が犬猫の販売業者は義務となり、すでに飼っている犬猫についても努力義務となりました。マイクロチップの装着によって、飼い主の確認がすぐにでき、迷子動物の返還や災害時の身元確認、遺棄の防止にも大いに役立つことが期待できます。今後も、保健所から譲渡する犬猫へのマイクロチップ装着モデル事業や所有者明示促進事業等により、マイクロチップ装着等の所有者明示について周知啓発を図ります。

譲渡については、犬の譲渡数は124頭で譲渡率60%(前年度104頭:譲渡率45%)、猫の譲渡数は117匹で譲渡率66%(前年度141匹:譲渡率56%)でした。今後も動物愛護団体等との連携を図りながら、少しでも多くの動物の命が救われる機会を提供していきます。さらに、譲渡された後の動物が、最期まで適正に飼育されるよう、引き続き追跡調査を行うなど、管理の徹底を図っていきます。

※返還数・譲渡数・処分数の各数値には、前年度(令和4年度)に收容し、当年度(令和5年度)に返還等を行った動物の数も含まれます。また、当年度に收容し、次年度(令和6年度)に返還等を行った動物の数は含みません。

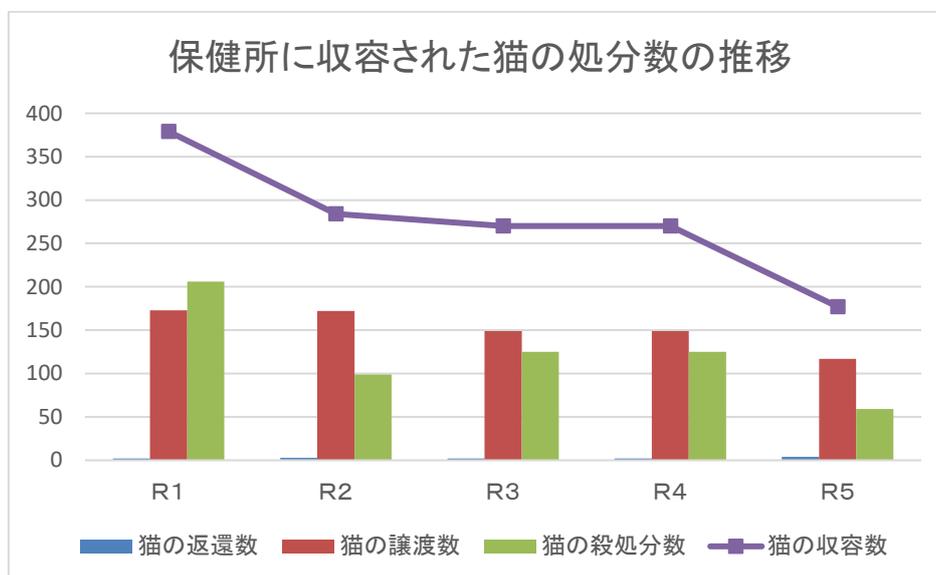
保健所に收容された犬の処分数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
犬の返還数	117	109	113	80	91
犬の譲渡数	160	124	94	104	124
犬の殺処分数	42	13	6	16	5
犬の收容数	321	249	206	230	206



保健所に収容された猫の処分数の推移

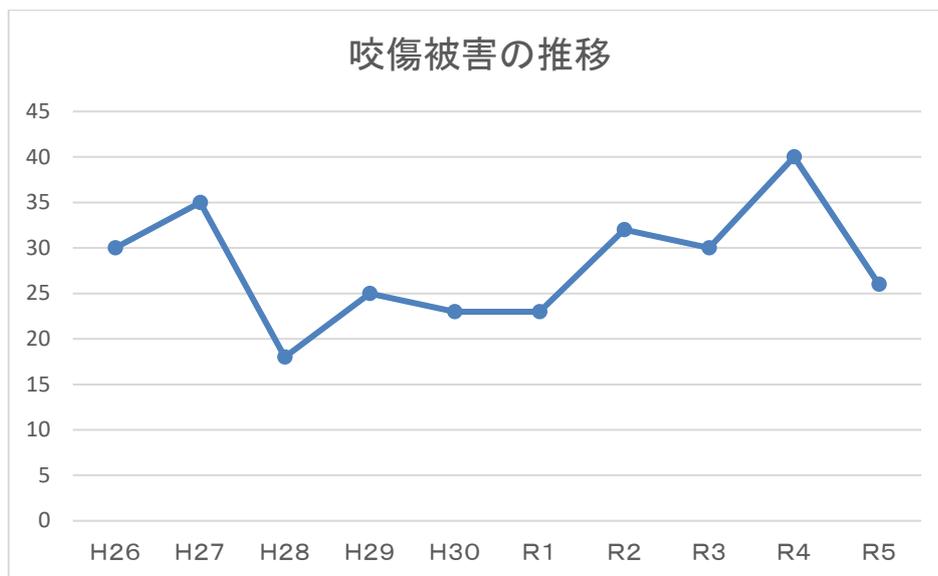
	R1	R2	R3	R4	R5
猫の返還数	2	3	2	0	4
猫の譲渡数	173	172	149	141	117
猫の殺処分数	206	99	125	111	59
猫の収容数	379	284	270	254	182



3. その他

(1) 犬による咬傷被害の状況

犬による咬傷被害件数は、令和5年度は26件で、登録犬は25頭、飼い主不明の犬が1頭でした。犬を飼育する際には必ず係留すること、散歩の際にはリード等により制御できるようにしておくことは、条例で定められています。マナーを守って、適正に動物を飼うことを飼い主に啓発していく必要があります。

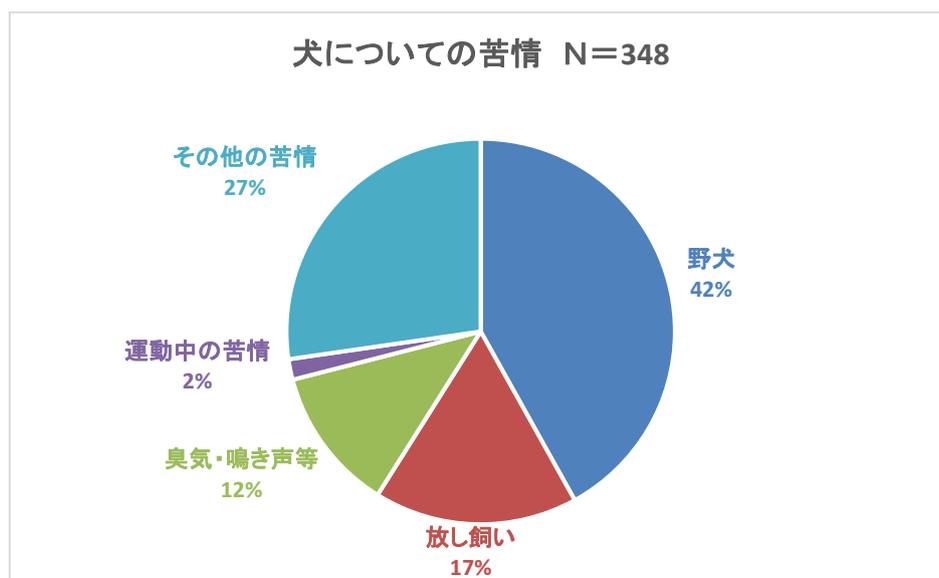


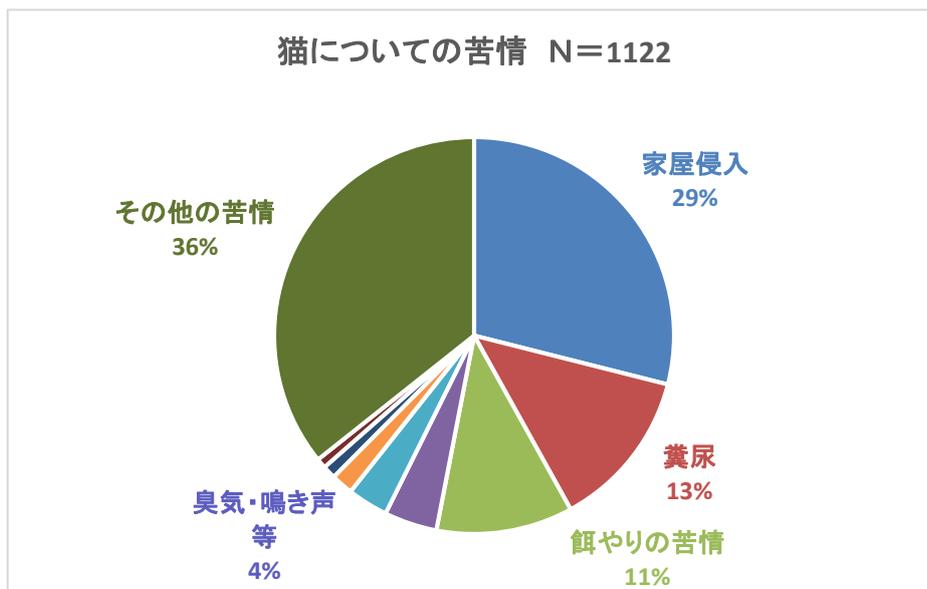
(2) 動物に関する苦情・相談等の状況

保健所に寄せられた動物に関する苦情のうち、犬については、野犬に関するものが最も多く、全体の約4割を占めており、令和5年度は146件（前年度135件）でした。続いて、放し飼いにに関する苦情が59件となっています。猫については、家屋侵入に関する苦情が最多で325件あり、続いて糞尿に関する苦情が146件でした。その他、餌やり、臭気、鳴き声、放し飼いといった苦情が寄せられました。

猫については、近隣への迷惑を防ぎ、繁殖制限を行う上でも屋内で飼うことの徹底や無責任な餌やりの制限を進めていく必要があります。

また、「迷い犬・猫の保護依頼」、「飼い犬・飼い猫の失踪照会」も多く保健所に寄せられています。「所有者明示をする」、「放し飼いをしない」といった、飼い主としての自覚を促したり、県のホームページや新聞への掲載によって、飼い主のわからない犬や猫に関する情報提供などを引き続き実施します。





(3) 地域猫活動の状況

出雲保健所敷地内に設置する動物愛護棟（処置室や検診室などを兼ね備えた施設）を活用し、平成 24 年度から地域猫活動のひとつとして、T N R（Trap-Neuter-Return）事業を実施しています。この事業は、猫と共生しながら処分される命を減らす取組みとして、飼い主がいない猫により環境侵害等が生じている地域を調査し、実施地域を選定したうえで、猫の保護、不妊措置を行い、保護した場所に戻すというものです。

令和 5 年度末時点で、事業開始から累計 34 地区で T N R 事業を実施し、令和 5 年度は 9 地区で T N R 事業を実施しました。

地域猫に取り組まれていない地域でも取り組んでいただけるよう、さらに工夫をして進める必要があります。

4. まとめ

飼い主として、マナーを守り、周辺環境にも配慮しながら、最後まできちんと飼うことが大切です。それは、動物が飼い主だけでなく、周りの人からも愛されることにつながります。

今回の取りまとめ結果から、飼い主の責務や適正な飼育について、より一層の普及啓発が必要であることや、猫については、屋内飼育の徹底や無責任な餌やりの制限を進めていく必要があることが分かります。

人と動物がともに暮らしやすい社会を目指し、県民の皆様と一緒に取り組んでいきます。

【参 考】

令和5年度に実施した動物愛護関係の主な事業

①犬のしつけ方教室

期 日	場 所	参加者数
令和5年9月24日	木次健康の森（雲南市）	12名
令和5年10月15日	かなぎウエスタンライディングパーク（浜田市）	14名
令和5年11月5日	県立万葉公園（益田市）	17名

※公益社団法人島根県獣医師会へ実施委託

②動物愛護週間行事開催状況

期 日	場 所	内 容	主催
令和5年9月20日～26日	いきいきプラザ島根	動物愛護啓発パネル展示、盲導犬啓発、犬のしつけ方教室	松江保健所
令和5年9月24日	木次健康の森	動物愛護啓発パネル展示、猫の譲渡会、犬のしつけ方教室	雲南保健所
令和5年9月23日	出雲保健所	動物愛護パネル展示、マイクロチップ読み取り体験	出雲保健所
令和5年9月8日～24日	県央保健所	動物愛護週間懸垂幕の掲揚	県央保健所
令和5年9月8日～24日	三瓶自然館サヒメル	動物愛護啓発パネル展示、啓発チラシ配布	
令和5年9月	江津市役所	広報誌に動物愛護啓発記事の掲載	浜田保健所
令和5年9月19日～10月3日	ゆめタウン浜田	動物愛護啓発パネル、ポスター展示	
令和5年9月	益田市広報誌 津和野町広報誌 吉賀町広報誌	広報誌に動物愛護啓発記事の掲載	益田保健所
令和5年9月19日～25日	キヌヤ益田ショッピングセンター	動物愛護啓発パネル展示	
令和5年9月20日	サンテラス	動物愛護啓発パネル展示、啓発チラシ配布	隠岐保健所

③家庭での飼育中の動物譲渡情報提供サービス事業

	譲渡申込者数	譲受申込者数	譲渡成立頭数
犬	2件	16件	2頭
猫	0件	11件	0匹

④動物愛護教室

期 日	場 所	主 催
令和5年10月18日	大田市立静間小学校	県央保健所
令和5年11月29日	安来市立赤屋小学校	松江保健所
令和5年12月11日	浜田市立雲城小学校	浜田保健所